

令和3年度 第5回 市川市多様性社会推進協議会

次 第

1. 議 題

- (1) パブリックコメント実施結果について
- (2) 提言書（案）について
- (3) その他

2. 事務連絡

パブリックコメント実施結果（令和3年10月16日～11月15日）

	ご意見	分類
1	<p>パートナーシップ・ファミリーシップ制度を設ける事に賛成です。法的な婚姻が認められる事が一番ですがそれまではパートナーシップを設ける事は大切だと思います。まず就労や仕事、税金、医療等々において公的なサービスが受けられるべきだと思います。法的な制度がないために家族として暮らしていても家族として認められないのではパートナーシップを設けても意味がないと思います。例えば扶養家族になれない、とかICUに入れなとかです。他にも同性を理由に住宅ローンやマンション等への入居を断られたりです。パートナーシップ・ファミリーシップを設ける以上、法的な婚姻と同じ制度が望ましいです。同性婚ができない日本においてパートナーシップ・ファミリーシップ制度は何もない状況からは前進した形と言えるのでしょうか。しかし、あくまでも制度であり法的には守られていません。他市へ引越せば0になってしまう制度です。マジョリティが考える自己満足な中身ではなくLGBTQ+の人々が必要とする件が整った制度にどうぞしてください。お願いします。</p>	賛成
2	<p>市川市へパートナーと引越してきて4年になります。市川市はいつパートナーシップ制度が出来るのだろうと心待ちにしていたため、大変嬉しいです。双方が同じ市内在住、または同住所であることが条件となっている自治体が多い中、どちらか一方が市民であれば良い点は大変良いと思います。この点は変わらずに、正式に決まって欲しいです。私達も今は一緒に住めていても、実家は双方とも市外ですし、この先事情により一方は実家に戻る可能性もあるかもしれません。離れて住んでもパートナーシップ制度を利用し続けたいです。他の市や区のパートナーシップ制度を見ていると、公営住宅の申し込み可というのをよく見ますが、市川市ではどのようにする予定でしょうか。また、医療機関などでの緊急時、家族でないために面会ができない事態を一番気にしています。救急車で運ばれるときに一緒にいれば、一緒に救急車に乗ることができその後も問題ないことがありますが一緒にいないときには困ります。先日、パートナーが救急車で運ばれ、職場の人が同乗しました。私へ連絡きたものの、私は家族でないために時間外で病院に入るのはとのこと、同乗されたただの職場の人が病院に入れているという状況にも関わらず。市外の病院、とくにパートナーシップのない市区であれば仕方ありませんが、パートナーシップ制度を導入した際は市川市内の病院では家族のみの面会可という状況においてはパートナーシップ関係であれば家族と同等として面会可になるように働きかけてほしいです。手術同意書、入院同意書は難しいかもしれませんが、緊急時の面会だけでも可能になってほしいです。</p>	賛成
3	<p>市川市出身、現在は仕事の都合で北海道釧路市に在住ですが、実家が市川市のものです。今回の（仮称）市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱（案）について、全面的に賛成いたします。ぜひ、パートナーシップ制度の用途についても、同時にご検討いただけたらと思います。たとえば公営住宅への入居、図書館など公的機関の利用などです。特に近年は、同性カップルで子育てを検討される方も増えています。日本の課題である少子化ですが、婚姻のある方では約2名の子どもがいます。同性カップルでも婚姻関係にあって子どもを持ちたいという方に、里親が認められるようになれば、日本全体の子育て環境にとってプラスになります。ぜひ里親制度での受け入れに同性カップルも認めていただけたらと思います。</p>	賛成

	ご意見	分類
4	<p>パートナーシップ及びファミリーシップの定義について意見を申し上げます。定義を次のように改めることを提案します。</p> <p>パートナーシップ：互いを共に人生を歩むパートナーとして認め、日常生活において経済的、物理的又は精神的に相互及び対等に責任をもって協力し合うことを宣誓し、約した双方の関係をいいます。</p> <p>ファミリーシップ：パートナーシップ関係にある双方が、その一方又は双方の未成年の子（実子又は養子を含む。以下同じ。）と生計が同一であって、双方がその子を愛情と責任をもって養育すると約した家族的关系をいいます。</p>	その他
5	<p>友人がやっと市川市でもパートナーシップ制度が始まりそうだ嬉しそうに教えてくれました。要綱に目を通させてもらいましたが、すでに始まっている他の自治体の良いところを取り入れてとても羨ましく思いました。細かいところまで考えられていて、この先引越すことがあれば市川市を選択肢に入りたいです。</p>	賛成
6	<p>私は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度(以降、パートナーシップ制度とだけ記します)の有無に関しては「あってもよい」と考えますが、市川市が導入することに関しては「慎重になるべき」と考えております。千葉市が実施した「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(仮称)」の考え方に対する意見の概要と市の考え方を見ました。賛成意見もありますが、それより反対意見が多い印象を受けました。残念ながら性的マイノリティな方々に差別意識や偏見を持つ方がいるのは事実ですし、その方も「人権を尊重されるべき全ての人」の一人かと思えます。そしてそういった方が性的マイノリティな方々にとって重要な場面で障害となる(例えば医師として働いており、同性パートナーは親族として認められず面会させないなど)可能性も考えられます。近年、様々な自治体がパートナーシップ制度を導入しており、今後も増加するものと思われまます。これ自体は喜ばしいことと私は思っておりますが、その結果「性的マイノリティを認められない方々」にとって生きづらい社会になるのではないかとこの危惧があります。当然そういった差別や偏見等がなくなるのが理想と理解しておりますが、現実的には相当な時間を要するもしくは不可能と思われまます。市川市近隣の自治体ですと、江戸川区・浦安市・松戸市がパートナーシップ制度を導入済みであり、船橋市が最近まで意見募集をしておりました。私個人の意見としては、こういった周辺自治体と連携をとって選択性を持たせるのが良いのではないかと考えました。例えば、市川市と松戸市はともに東京都に隣接しており都心へのアクセスが良い共通点がある中で、「パートナーシップ制度があり、安心して住めるから松戸市にしよう」「やはり男女の家庭があるべき姿で、その方が市政も安定するから市川市にしよう」と、パートナーシップ制度があること/ないことがそれぞれ自治体としての魅力になる可能性もあるのではないかと考えました。以上、「性的マイノリティを認められない人の意見も尊重されるべきである」点と「周辺自治体で制度導入が進んでいる」点から、市川市では慎重に検討すべきと考えまます。</p>	反対
7	<p>要綱案について、賛成です。多様な生き方を尊重する社会を実現したく、細かい内容はともかく、要綱案の趣旨での制度ができるだけ早く実現されることを希望しまます。実施後、数年後に、当事者などの意見を聞いて、よりよいものに見直す機会があるとよいと思ひまます。</p>	賛成
8	<p>1.要綱の目的、定義に賛同しまます。また、届出制と必要書類についても同意しまます。2.その他⑥の趣旨が適切に理解されるよう、市民・事業者への周知・啓発とありまます。教育現場をぜひとも加えて下さい。3.人権が尊重される多様性社会の実現に向けて前進する市川市にしたいです。</p>	賛成

10-3 各種申請書等における性別記載欄に関する指針の策定について

(修正後)

1. 「各種申請書等における性別記載欄に関する指針」策定の背景と必要性

平成 11 年に男女共同参画社会基本法、平成 15 年に性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が制定され、**また、渋谷区、世田谷区を皮切りに、平成 27 年からパートナーシップ制度の導入が全国の自治体で相次ぎ、**この頃から性の多様性について理解や配慮を求める動きが自治体でも広がりつつあった。

しかしながら、これまで当市において、各種申請書等における性別記載欄に関する具体的な基準や考え方が示されておらず、性別記載欄について必要性の判断は所管課に任されてきたため、各課で扱いに差が生じている状況となっている。

このことから、性別欄記載の判断基準や記載方法について全庁的に統一した考えを示し、各種申請書等を把握、整理するため「各種申請書等における性別記載欄に関する指針」を策定する。

2. 各種申請書等における性別欄の現状

令和 3 年 1 月 26 日（火）～2 月 19 日（金）に、各種申請書等における性別記載欄に関する調査を行った。その結果は、以下のとおりである。

国・県で様式を定めているもの 206 件

市で様式を定めているもの 187 件

(内訳)

削除可能 7 件

削除検討中 21 件

性別記載欄が必要 159 件

(性別記載欄が必要である理由)

①市の施策等の策定に当たり、統計上必要となるため	17 件
②医療・保険・福祉サービスを提供する上で必要となるため	29 件
③災害現場、医療現場等において本人確認が必要となるため	26 件
④性別による対応の違いや配慮が必要なため	38 件
⑤その他業務上性別の記載を必要とする明確な理由があるため	49 件

10-4 各種申請書等における性別記載欄に関する指針（案）（修正後）

1 目的

この指針は、性別記載欄を設ける際の指針に関し必要な事項を定めることにより、性別を記載することに違和感や苦痛を感じる方等の心情に配慮し、もって、人権尊重の取組みを進めることを目的とする。

2 この指針の対象

- (1) 市で様式を定めている申請書、届出書、申込書、通知書その他これらに類するもの
- (2) 市が行うアンケート、パブリックコメントその他これらに類するもの

3 性別記載欄を設ける場合の指針

各種申請書等への性別記載欄は、次に掲げる場合を除き、設けないものとする。

- (1) 国・県などの外部機関や法令等により性別の記載が求められている場合
- (2) 市の施策等の策定に当たり、統計上必要となる場合
- (3) 医療・保険・福祉サービスを提供する上で必要となる場合
- (4) 災害現場、医療現場等において本人確認が必要となる場合
- (5) 性別による対応の違いや配慮が必要な場合
- (6) その他業務上性別の記載を必要とする明確な理由がある場合

4 性別記載欄を設ける場合の配慮

性別の情報を収集する必要性について十分に精査の上、性別記載欄を設ける場合には、記入者自らが性別を記入する自由記載方式や、男女以外の選択肢を加えるなど、記入者の性自認、性的**指向**に十分に配慮するものとする。

5 施行期日

この指針は、令和 年 月 日から施行する。

【参 考】

1. 性別記載欄の必要性を確認するチェックポイント

No.	確認内容	チェックポイント
1	国・県などの外部機関や法令等により性別の記載が求められている場合	<ul style="list-style-type: none">・条文に性別を記載すべきことが規定されているか。・法令等で様式が定められているか。・法令等で申請等が義務付けられているが、様式の定めがない場合において、不要に性別記載を求めているか。
2	市の施策等の策定に当たり、統計上必要となる場合	<ul style="list-style-type: none">・性別による満足度やニーズの差等を確認し、業務に反映する必要があるものか。
3	医療・保険・福祉サービスを提供する上で必要となる場合	<ul style="list-style-type: none">・性別により健康管理、検査等の内容、数値、プログラム等が異なるか。・サービス内容や事業内容は、性別により配慮が必要か。
4	災害現場、医療現場等において本人確認が必要となる場合	<ul style="list-style-type: none">・性別以外の情報（氏名、住所、生年月日等）で本人確認ができないか。
5	性別による対応の違いや配慮が必要な場合	<ul style="list-style-type: none">・更衣室、休養室やトイレ等、性別により区別が必要か。
6	その他業務上性別の記載を必要とする明確な理由がある場合	<ul style="list-style-type: none">・情報を利用することが可能なシステム等で既に性別情報を保有していないか・他自治体等との共有システムを利用する場合、更新や改修時に性別情報の収集の必要性を協議できないか。・法令等で定められた様式ではないが、他団体等が作成した様式で、性別記載を求めている場合なども、必要性について協議できないか。

2. 性別記載欄を設ける場合の配慮 記載例

No.	確認内容	記載例
1	性別を○で選択する様式で、自由記載欄を設ける場合	・性別： 男 ・ 女 ・ ()
2	回答しない選択肢を設ける場合	・性別： 男 ・ 女 ・ 回答しない
3	選択肢にチェックで選択する様式の場合	・性別： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> () ・性別： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 回答しない
4	説明文を加える場合	・記入は任意です。 ・〇〇に使用するため、戸籍上の性別を記載してください。 ・自認する性別を記載してください。 ・提出していただいた内容は〇〇のみに使用され、他の目的に使用されることはありません。

1 1 パートナーシップ・ファミリーシップの定義について

～パートナーシップ～

パブリックコメントの意見	【パートナーシップ】 互いを共に人生を歩むパートナーとして認め、日常生活において経済的、 物理的 又は精神的に相互及び 対等に責任をもって 協力し合うことを宣誓し、約した双方の関係をいいます。
市川市 要綱（案）	【パートナーシップ】 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約した双方に係る社会生活関係をいう。
新宿区	【パートナーシップ】 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済面、生活面又は精神面で相互に協力し合うことを約した双方に係る社会生活関係をいう。
渋谷区	【パートナーシップ】 男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である2者間の社会生活関係をいう。
世田谷区	【同性カップル】 互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又はともにすることを約した性（自認する性を含みます。）を同じくする2人の者をいいます。
千葉市	【パートナーシップ】 ア 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者が 同等の権利 を有し、相互の協力により維持される関係であること。 イ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。
豊島区	【パートナーシップ】 互いを人生の伴侶とし、日常の生活において、経済面又は 物理的 かつ精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が多様な性自認又は性的指向の2人の者の関係をいう。

～ファミリーシップ～

パブリックコメントの意見	<p>【ファミリーシップ】 パートナーシップ関係にある双方が、その一方又は双方の未成年の子（実子又は養子を含む。以下同じ。）と生計が同一であって、双方がその子を愛情と責任をもって養育すると約した家族的关系をいいます。</p>
--------------	--

市川市 要綱（案）	<p>【ファミリーシップ】 パートナーシップの関係にある者双方及びその一方又は双方の未成年の子を含む社会生活関係をいう。</p>
--------------	---

新宿区	<p>【ファミリーシップ】 パートナーシップ関係にある双方及びその一方又は双方の未成年の子を含む社会生活関係をいう。</p>
-----	---

明石市	<p>【パートナーシップ・ファミリーシップ】 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う継続的な2人の関係をいう。</p>
	<p>（受理証明書への子に関する記載） 届出者の双方又は一方の者と共に暮らす未成年の子どもがいる場合その他市長が適当と認める場合であって、当該届出者が受理証明書に子との関係性の記載を希望するときは、子に関する届出書に当該子の年齢及び同居の事実が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。</p>

足立区	<p>【同性パートナー】 互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約している性（自認する性を含む。）を同じくする2人の者をいう。 【パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓】 同性のパートナーであることを区長に宣誓することをいう。この場合において、当該同性パートナーの一方又は双方に、生計を同一とする未成年の子（実施又は養子をいう。以下同じ。）があり、かつ、当該子の氏名を第4条に規定する宣誓書に記載したときは、当該同性パートナーが当該子に対して生活を共にしている、又は共にすることを約することを宣誓することを含むものとする。</p>
-----	---

古賀市	<p>【パートナーシップ】 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約した2人の関係 【ファミリーシップ】 パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）と生計が同一であり、愛情をもってその子を養育すると約した家族の関係。</p>
-----	---

12. 提言書（案）

令和3年12月 日

市川市長 村越 祐民 様

市川市多様性社会推進協議会
会 長 片岡 洋子

市川市における多様性社会の推進について（提言）

市川市における多様性社会の推進について、当協議会において協議をした結果、提言書として別紙のとおり取りまとめたので、提出いたします。

市川市多様性社会推進協議会

会 長	片岡 洋子
委 員	有田 伸也
委 員	土井 香苗
委 員	松本 祐果
委 員	村上

市川市における多様性社会の推進に ついての提言書

令和3年12月
市川市多様性社会推進協議会

はじめに

市川市では、平成 12 年に議決された「市川市基本構想」において、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の 3 つをまちづくりの基本理念として掲げ、中でも「人間尊重」に関しては、人権の尊さを認識し、すべての人が個人として尊重される地域社会の実現に向けて、施策を推進してきた。

令和元年には「市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針」を施行し、多様性を尊重する社会を形成し、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指す基本的施策の 1 つとして、多様な性に対する理解の促進と同時に、性的マイノリティであることに起因する日常生活の支障を取り除くための支援を行うこととしている。

本協議会は、多様性を尊重する社会を推進するため、本年 5 月に設置され、その支援策の 1 つである「パートナーシップ制度」の導入に向けて、5 回の協議会を開催し、その中で制度の内容について綿密な協議を行うとともに、その他の多様性を尊重する社会の推進に関する事項についても活発な意見交換を行ってきた。

本協議会の協議結果として、本市に相応しい「パートナーシップ制度」の制度内容及び委員より意見のあった本市が多様性社会を推進するための施策について、以下のとおり取りまとめたので、提言する。

制度導入に当たっては、十分に配慮を願うとともに、本市における多様性社会推進の一助とされることを切に望むものである。

目 次

1	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の制定に向けた提言	
(1)	制度の目的（趣旨）について	1
(2)	制度の根拠について	2
(3)	制度のあり方について	
①	制度の種類について	2
②	制度の対象者について	3
③	定義について	4
(4)	申請要件について	
①	居住地（住所）について	5
②	その他の申請要件について	5
(5)	証明書等の交付に関すること	
①	手続書類について	6
②	通称使用について	6
③	手続方法について	6
④	発行する形式（交付する書類）について	7
⑤	手数料について	7
(6)	有効性に関すること	
①	保存年限（有効期間）について	8
②	パートナー解消時について	8
③	転出時について	9
④	パートナーの死亡時について	9
2	多様性社会推進に関するその他の提言	10
(1)	トランスジェンダーの困りごとへの対応等について	
①	各種申請書等における性別の記載について	
②	学校の制服の自由選択について	
③	男女別名簿について	

- ④ トイレについて
- ⑤ 性の多様性教育の推進について
- (2) 市の相談体制について
- (3) 市内企業への研修及び LGBTQ 支援団体への助成について
- (4) パートナーシップ制度を導入している県内自治体との連携について

3 各委員からの個別提言・感想等 ●

参考資料

- 開催状況 ●
- 委員名簿 ●
- 市川市多様性社会推進協議会要綱 ●

1 パートナーシップ・ファミリーシップ制度の制定に向けた提言

全ての人が性別、性自認、性的指向に関わらず、一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として、個々の人権が尊重され、それぞれの違いや共通点を認め合い、各々の持つ能力を發揮できる、多様性を尊重する社会を推進していく必要がある。そのための1つの取組みとして、パートナーシップを形成している双方又は一方の未成年の子も含めたパートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を早急に図られたい。

なお、当該制度の制定に係る協議項目ごとに各委員から出された意見は、次のとおりである。

(1) 制度の目的（趣旨）について

本市に導入すべきパートナーシップ制度の目的（趣旨）は、以下のとおりとすることが妥当である。

本市は、全ての人の人権が尊重され、性自認、性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を設けるものとする。

(主な意見)

- ・「人権の尊重」を明記すべきである。
- ・「自分らしく生きていきたいという人を応援する」との趣旨の文言を規定すべきである。
- ・「多様な性にかかわらず」という文言では問題が見えにくくなる。差別は歴然として存在するので、その解消をしていくというアクションを含めた課題の提示を目的とすれば、「性自認及び性的指向にかかわらず」と明記すべきである。ただし、それが突出しない表現にする必要がある。
- ・パートナーシップだけでなく、ファミリーシップを含んだ制度とすべきである。したがって、ファミリーシップに関する事項も規定する必要がある。

(2) 制度の根拠について

制度を導入している自治体（以下「先行自治体」という。）では、その根拠を「条例」とする場合と「要綱」とする場合とに大別される。いずれにもメリットがあるが、制度の早期導入と柔軟な運用に考慮すると、まずは「要綱」で始めることが妥当であると思われる。

案1：制度の根拠を「条例」に置く。

(主な意見)

- ・安定性がある。制度が強固なものになる。
- ・LGBTQ当事者から見て、自治体としての本気度が感じられる。
- ・市議会の議決を経ることから、制定するプロセスそのものにも意義がある。

案2：制度の根拠を「要綱」に置く。

(主な意見)

- ・柔軟に対応できるという点で、要綱がよい。
- ・パートナーシップ制度は、同性婚が立法化されるまでの間をつなぐ制度であり、将来的には不要となると理解している。「実」を取ることが大事であることから要綱がよい。
- ・実際に使える制度を早く整えることが大事であるので、手続に時間がかかる条例より柔軟に対応できる要綱のほうがよい。
- ・条例は、市議会の情勢に左右される。その点、要綱は、やり易さ、柔軟さがある。

(3) 制度のあり方について

① 制度の種類について

パートナーシップ制度の種類を制度の利用申請時における様態から分類すると、当事者がパートナーシップ関係であることを「宣誓」し、自治体はその宣誓を受け、「宣誓の受領証」を交付するものと、婚姻の場合と同様に、当事者が「届出」をし、自治体が「届出の受領証明書」を交付するものとに大別される。

「宣誓」と「届出」のそれぞれにメリットがあるが、制度利用のハードルを低くすることや、本制度が同性婚の法制化までの間の暫定的な制度とみれば、法律婚の手续と同様とすることが望ましい。

そこで、当事者による「届出」と、自治体による「届出の受領証明書」の交付という方式を導入することが妥当である。

案1：宣誓とする。(宣誓受領証)

(主な意見)

- ・当事者の思いに寄り添った制度としては、「宣誓」がよい。
- ・届出では、自治体の本気度が感じられないようにも思う。宣誓の方が自治体が腰を据えていると感じる。
- ・公的な場所に行って宣誓することは、重荷となる当事者もいる。

案2：届出とする。(届出受理証明書)

(主な意見)

- ・パートナーシップ制度は、同性婚の法制化までの間をつなぐ制度であると理解している。そのため、婚姻と同様に扱うべきである。
- ・公の所に行って宣誓することは、重荷となる当事者もいる。
- ・宣誓では、ハードルが高くなってしまう。

② 制度の対象者について

先行自治体では、「戸籍上の性別が同一である2人のみ」とする例や、これに加え、「性自認上の性別が同一である2人」を対象とする例、「性自認・性的志向を問わず、事実婚関係にある異性カップル」も対象とする例などがみられる。

本制度が同性婚の法制化までの間の暫定的な制度として捉えた場合、その対象は可能な限り広範囲とすることが望ましいと考えられることから、導入すべき制度の対象者については、以下の範囲とすることが妥当である。

制度の対象者(宣誓又は届出を行うことができる者)については、申請要件を満たしていれば、戸籍の性別や性自認、性的指向は問わない。

(主な意見)

- ・同性パートナーに限定せずに、事実婚も（異性）でも使える（広い捉え方ができる）ようにするべきである。
- ・カミングアウトを恐れている当事者はたくさんいると思われるので、異性カップルなのか同性カップルなのかを問わない制度であると利用しやすい。ただし、誰でも使えるということ、本気度という点では疑問を生じる可能性がある。

③ 定義について

先行自治体（又は先進的な制度を導入しようと試みている自治体）の例を参考とした結果、以下のとおり、明石市の要綱の定義又は新宿区の条例案の定義をベースに規定することが妥当である。

【パートナーシップ・ファミリーシップ】

互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う継続的な2人の関係をいう。(明石市要綱)

【パートナーシップ】

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約した双方に係る社会生活関係をいう。(新宿区条例(案))

【ファミリーシップ】

パートナーシップ関係にある双方及びその一方又は双方の未成年の子を含む社会生活関係をいう。(新宿区条例(案))

(主な意見)

- ・パートナーシップだけでなく、ファミリーシップを含んだ制度とすべきである。
- ・法律婚でも、夫婦が同居しているとは限らないことから、パートナーシップ・ファミリーシップ制度においても、同居である必要はない。
- ・定義は、明石市及び新宿区案をベースにするのがよい。

(4) 申請要件について

① 居住地（住所）について

先行自治体では、「両当事者とも当該自治体に居住していること」や、「一方が当該自治体に居住し、かつ、他の一方が当該自治体への転入を予定していること」若しくは「双方とも当該自治体への転入を予定していること」などとしている例、さらには「同一所在地の住所」としている例など、少なくとも両当事者が当該自治体に居住していることが要件とされている。

居住地（住所）については、法律婚でも夫婦が同居しているとは限らないこと、可能な限り利用者の対象範囲を広げることがよいことから、以下の要件とすることが妥当である。

いずれか一方が、**ア. 本市に住所を有していること。又は**
イ. 本市への転入を予定していること。

(主な意見)

- ・できるだけ婚姻制度に近い制度が望ましい。
- ・法律婚でも、夫婦が同居しているとは限らないので、同居であることを申請要件とする必要はない。

② その他の申請要件について

申請要件のうち、その他の申請要件について、制度を導入している（又は先進的な制度を導入しようと試みている）自治体の例を参考とした結果、以下の要件とすることが妥当である。

ア. 成年であること。
イ. 当該相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
ウ. 婚姻をしていないこと。
エ. 双方が民法第734条から第736条の近親者でないこと。
ただし、同性間のパートナーが養子縁組をしている場合は、申請可能

(主な意見)

- ・同性間のパートナーが養子縁組をしている場合は、申請を可能とすべきである。
- ・新宿区の条例案を参考にするのがよい。

(5) 証明書等の交付に関すること

① 手続書類について

手続を行う際に必要となる提出書類については、以下のとおりとすることが妥当である。

独身であること：戸籍謄本、独身証明書

(外国人の場合) 婚姻要件具備証明書に日本語訳を添付

住所：住民票の写し

本人確認：マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、等

(主な意見)

- ・在留資格のない外国人がパートナーの場合、在留資格を得るための困難さ、大変さがある。
- ・我々が想定していないケースが起きるかもしれない。当該制度を当事者に寄り添った制度とするため、どんな些細なことでも相談が受けられる趣旨の文言を案内等に加えるべきである。

② 通称使用について

LGBTQ 当事者にとって通称使用は必須であることから、証明書等の交付にあたっては、以下のとおりとすることが妥当である。

通称名を使用することができる。

(主な意見)

- ・トランスジェンダーの当事者で通称名により社会的に認知されている人が多いことから、これらの方々への配慮をすべきである。

③ 手続方法について

先行自治体のほとんどは、本人確認等のために2人で来所して手続を行うこととしている。また、1人で来所して手続をすることを可能としている自治体においても、証明書等の交付の際は、合意の意思確認や本人確認のため、2人で来所することを必要としている例が多い。

手続方法についても、制度利用の利便性を第一に考えることが重要であることから、以下のとおりとすることが妥当である。

1人での手続も可。(できるだけ使いやすくするのがよい。)

(主な意見)

- ・できるだけ使いやすく、利用しやすい手続とするべきである。
- ・「郵送を可とする手続」には疑問がある。(例えば、国立大学の手続の場合、書類不備への速やかな対応が必要なため、基本的に対面)

④ 発行する形式(交付する書類)について

先行自治体では、A4サイズの受領証・証明書等が交付されており、また、携帯用のカードサイズの受領証・証明書等を交付する自治体も増えてきている。

本市の制度についても、先行自治体同様、以下のとおりとすることが妥当である。

ア. A4サイズの受領証・証明書

イ. カード型の受領証・証明書

ウ. 電子受領証・証明書の導入を検討する。

※子に関する届出があった場合には、証明書には子の氏名も記載する。

(主な意見)

- ・紙の証明書は厳かな気持ちになる。カードは、住まい探しや医療現場で必須である。その他、電子証明があるとなおよいのではないか。
- ・民間企業がブロックチェーンで(電子)証明書を発行している。日南市が利用しているので、是非とも市川市でも導入していただきたい。

⑤ 手数料について

先行自治体では、宣誓を受けての受領証や届出を受けての受理証明書等の発行手数料を無料とし、その後改めて証明書等の交付を受ける場合は有料とする例が多くみられる。この点についても、法律婚の場合と同様に、以下のとおりとすることが妥当である。

宣誓又は届出に係る手数料は無料。これらの証明書等の発行を受ける場合は有料

(主な意見)

- ・婚姻の届出及びその証明書等の発行の場合に準じるのがよい。

(6) 有効性に関すること

① 保存年限（有効期間）について

先行自治体では、宣誓書等の保存年限について、10年間又は30年間としている例が多い。可能な限り長期間に保存することが望ましいことから、以下のとおりとすることが妥当である。

届出書等の保存期間は、30年とする。

(主な意見)

- ・異性間における事実婚の証明書と同じように証明するならば、10年は短い。
- ・異性婚における婚姻届の保存期間を踏まえると、「30年」若しくは「期間を定めない」とすべきである。
- ・できるだけ長期とすべきである。
- ・市川市文書管理規程で、保存期間が最長で30年であれば30年でよい。
- ・30年後には、法律婚が可能になるなど、より良い制度があるかもしれない。

② パートナー解消時について

先行自治体では、パートナー解消時には、当事者の連名による解消届等の提出及び自治体から交付された受領証等の返還を求められることが一般的である。

本市において導入すべき制度においても、先行自治体と同様、以下のとおりとすることが妥当である。

- ア. 「当事者連名による届け出書類の提出」及び「受領証等の返還」とする。**
- イ. 当事者2名又は1名が市担当部署に来庁して手続を行う。**
- ウ. 当事者1名で手続を行ったときは、もう一方の当事者（手続に来なかった当事者）に対し、届出を受理した旨を市長が通知する。**

(主な意見)

- ・ 手続が1人で行われた場合の取扱いは、市から手続に来なかった他方に通知をする離婚の手続に近い取扱いとすべきである。
- ・ 法律婚では、離婚届の不受理申出の制度があるが、パートナーシップ制度は法律婚ではなく、法的効力は生じないので、不受理申出を使用する意義は、現状では見いだせない。
- ・ 離婚届の不受理申出については、今後、運用上必要がある状況になった時に対応すればよいのではないか。

③ 転出時について

先行自治体では、転出時には、当事者の連名による変更届等の提出及び自治体から交付された受領証等の返還を求めることが一般的である。

本市において導入すべき制度においても、先行自治体と同様、以下のとおりとすることが妥当である。

事者の連名による「届出書類の提出」及び「受領証等の返還」とする。

(主な意見)

- ・ 「転出に関する届出書類の提出」と「受領証等の返還」の手続とすべきである。

④ パートナーの死亡時について

先行自治体では、パートナーの死亡時において、届出書類の提出及び自治体から交付された受領証等の返還を求められることが一般的である。ただし、パートナーの死亡時の手続を不要としている自治体もみられる。

本市において導入すべき制度においては、一部の自治体でみられるのと同様、以下のとおりとすることが妥当である。

パートナー死亡時の届出（手続）は不要

(主な意見)

- ・ 証明書等を返還するにしても、半年位猶予を設けるべきである。
- ・ パートナーの一方が死亡したときに、ファミリーシップで子どもがいる場合などを考慮し、死亡の届出は必要ない。

- ・パートナーシップの解消の届出をしても、しなくてもよい。「解消を届け出ることができる」という形にすべきである。
- ・戸籍上、死亡の事実は厳然としてあるので、解消届を出すか出さないかは、大勢に影響はない。利用者に対し、できるだけ利益になるようにすることを考え、届出をしなくてもよい。したがって、「死亡した時」を入れるべきではない。

2 多様性社会の推進に関するその他の提言

(1) トランスジェンダーの困りごとへの対応等について

① 各種申請書等における性別の記載について

国や県の様式で定められている場合を除き、原則として、性別欄を廃止し、合理的理由がある場合のみ記載するようにすべきである。また、記載する必要がある場合でも、記載方法に工夫をこらすなど、配慮をしてほしい。

当協議会は、市から示された性別記載に関する指針案（別紙）に対し、議論を経て、各委員は、これを「是」とした。指針を制定し、人権尊重の取り組みを推進してほしい。

② 学校の制服の自由選択について

千葉県内の学校でもかなり実施されてきていることは理解しているが、学校ごとにバラバラである。市として、制服を自由選択制とし、色々なタイプの中から組み合わせて選んでもよいというような、しっかりとした方向性を示すことが重要だと考える。

③ 男女別名簿について

不必要なところで男女が分けられていることが教育現場に浸透していると考え。トランスジェンダーの生徒やノンバイナリーの人たちは、「男子」や「女子」と呼びかけられること自体で登校拒否になる場合がある。学校は、男女別名簿があるという文化を作ってしまった。不必要なところまで男女別に分けてしまうことを問題として考えなければならない。

④ トイレについて

市が公共施設を新築・改築する際にジェンダーフリーなトイレを作ることや、民間に対して改築の助成をすることなどを政策に掲げてほしい。ユニバーサルなニーズとして、「誰でもトイレ」を必ず学校に一つは作るべきで

ある。子供たちが怪我をして車椅子や松葉杖の生活になることもある。スウェーデンのように「個室トイレ」が理想だが、スペースを多くとることから実現は遠い先になると思われる。学校を含め、公共施設における「誰でもトイレ」の設置を実現してほしい。

⑤ 性の多様性教育の推進について

性的指向、性自認に関する教育が、現在の学習指導要領の中に入っていないことから、全国一律では行われていない現状がある。性の多様性教育を市川市で独自に進めてほしい。

(2) 市の相談体制について

トランスジェンダーに限らないが、市川市の様々な相談窓口において、「何でも相談できます」といった内容を明記してほしい。特に、性別に関連するようなところ、あるいは LGBTQ 当事者の人達などで特に困り事が発生しそうなところ、例えば性暴力やいじめや差別など、どんな相談でもウェルカムであるということをしっかり示してほしい。また、相談を受けたときに対応できるように、窓口職員の対応能力を高めておくことが必要である。

(3) 市内企業への研修及び LGBTQ 支援団体への助成について

企業向けに定期的な教育機会を持つ（研修を行う）というの、行政の役割の一つだと考えるので、システム化された教育（研修）の実施を検討してほしい。また、LGBTQ の支援団体を積極的に助成していくなどして、行政と共同してくれるパートナーを育成すべきである。

(4) パートナーシップ制度を導入している県内自治体との連携について

本市にパートナーシップ制度が導入された際には、千葉市、松戸市、浦安市等、既にパートナーシップ制度を導入している県内自治体と連携してほしい。また、千葉県が、茨城県、群馬県などのように、県レベルで制度導入の動きを見せたときは、制度を導入している県内自治体とともに積極的に情報発信をするなど、先導的な役割を担ってほしい。

3 各委員からの個別提言・感想等

その他、多様性を尊重する社会を推進するための提言及びこの協議会に参加しての感想等を寄せたので、以下にそのすべてを掲載し、今後の市川市における多様性社会の推進に関する政策実現や事業実施の参考とし、差別と偏見のない人権が尊重された社会の実現に寄与にされたい。

なお、これまでの我々の議論を明らかにするため、別添として会議録を添付する。各委員の多様性社会の推進に関する熱い想いと熱心な議論が記録されているものと自負している。ご一読いただければ幸いである。

会長 片岡洋子

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

委員 有田伸也

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

委員 土井香苗

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

委員 松本祐果

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

委員 村上

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3 各委員からの個別提言・感想等

3 各委員からの個別提言・感想等

その他、多様性を尊重する社会を推進するための提言及びこの協議会に参加しての感想等を寄せたので、以下にそのすべてを掲載し、今後の市川市における多様性社会の推進に関する政策実現や事業実施の参考とし、差別と偏見のない人権が尊重された社会の実現に寄与にされたい。

なお、これまでの我々の議論を明らかにするため、別添として会議録を添付する。各委員の多様性社会の推進に関する熱い想いと熱心な議論が記録されているものと自負している。ご一読いただければ幸いである。

会長 片岡洋子

性的マイノリティの児童生徒が潜在している可能性を考え、学校生活自体が苦痛にならないよう予防措置を講ずる必要があり、以下の4点を提言させていただきます。

- ① 公立小中学校や公共施設に、車椅子使用者などの他、性別で分けられたトイレを使用しにくい人を配慮して、多目的トイレ（誰でもトイレ）が設置されるよう年次計画を持つこと。
- ② 小中学校の名簿を混合名簿にすること。健康診断など必要な場合は男女別名簿を別につくる。これによって在学中に性別移行する児童生徒がいた場合、名簿の振り分けの問題が解消できる。
- ③ 中学校の制服を男女別なく選べる、いわゆるジェンダーレス制服にすることを検討すること。性的マイノリティ以外の生徒もどちらの制服も選べる状況にすることによって、性別違和のある生徒が制服選びによってカミングアウトを強制されることを避けることができる。
- ④ 性別違和を持つ児童生徒への対応例など、性的マイノリティの児童生徒の状況調査をおこない、生徒に寄り添った対応の好事例等を共有できるようにする。

（市教委からの回答では対応例がゼロでしたが、先日、講演に伺った市川市の中学校には、学籍上では女子だが昨年度から男子の制服で登校している生徒がいるとのことでした。そのことによって特に目立った問題は生じていないそうですが、

性別移行がスムーズに行われるためにどのようにしたのか、教育委員会に個人を特定できないようにして記録が残されれば、その後、市内の別の中学校であるいは同じ中学校で同様な生徒がいた場合に、対応の参考になるのではないかと思います。)

委員 有田伸也

昨今、日本における LGBTQ や性の多様性に関する理解は年々高まりをみせています。2015 年に渋谷区・世田谷区でスタートしたパートナーシップ制度は、2021 年 10 月時点で 130 の自治体が導入し、2,277 組もの人がこの制度を利用しています。しかし一方で、LGBTQ 当事者のメンタルヘルスは LGBTQ 当事者ではない人に比べて 2 倍上悪いという調査結果や、2020 年に預金残高が 1 万円以下になったことがあるトランスジェンダー女性は 44%に上るという調査結果も顕在化しています。LGBTQ への理解は高まりを見せるものの、日本の社会生活で LGBTQ 当事者はストレスや困難を抱えやすい傾向にあると言えます。

市川市は中核市と同じぐらいの人口を有しているため、LGBTQ 当事者の困りごとともより様々起こっているはずです。本社を構える企業や大学・短期大学なども多く、人生のさまざまな場面で起こりうる困難への対応の必要性も高いと考えます。多様性を尊重する社会の実現に向け是非前向きにご検討いただけたら嬉しく思います。

委員 土井香苗

日本政府として、全国的な性的指向・性自認 (SOGI) による差別禁止法の導入、同性婚の導入、そして、性同一性障害特例法の廃止又は抜本的な改正が必要である。こうした LGBT の人びとの人権を守るために必要不可欠な基本的な法律が日本にないなかで、多くの LGBT の人びと、なかでも子どもたちが、こうした法律が導入されしっかりと執行されていれば予防できるであろう差別や偏見、苦しみまでも、経験し続けているのが現状である。

こうした現状のなかではとくに、各地方自治体の役割や重要である。今回詳細が検討されたパートナーシップ制度導入は、国が同性婚を導入しないことから起こる問題に対する自治体の対応として必要である。しかし、LGBT の人びとの直面する様々な困難は、婚姻の不平等だけではないのでその対策として十分とはいえない。つまり、婚姻の不平等以外の重要課題についても対応すべきであるので、市川市などの自治体がとるべき施策について、以下提言する。

➤ SOGI 差別禁止条例の導入

何人も、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場において、性的指向・性自認による差別的取扱いを行ってはならないことを明確に示すことは重要である（三重県等）。さらに、その苦情処理機関を設置することが重要である（参考：浦添市、豊島区等）。浜松市が検討しているように、SOGI のみならず、より広範な内容の条例とできればなお望ましい。

✓ SOGI 差別禁止条例を導入すること。

さらに条例の執行をより確固たるものし、差別の禁止・解消、SOGI に拘わらずすべての人の人権の尊重を促進するために、

- ✓ 性教育等をはじめ関係するすべての教科(家庭科、社会、公民等)で LGBT についてしっかりと含めて年齢に応じた教育を行うこと。
- ✓ SOGI を理由とする学校でのいじめをなくすための施策を総合的にし、実行すること。いじめの統計を取る際には、SOGI によるいじめの統計もとること。
- ✓ 性暴力、DV、いじめ、差別などの既存の相談窓口に、LGBT 当事者も対象と明記して当事者が相談しやすい環境を作るとともに、相談員をしっかりと研修すること。LGBT の人々のための総合的相談窓口を設置すること（例 明石市）。

➤ 主にトランスジェンダー市民のための諸施策

トランスジェンダーの人びとの法的な性別認定（戸籍上の性別変更）のための要件は、性同一性障害者特例法第3条及び第2条に定められている。この医師の診断書を必須とすること及び3条の定める5要件(①20歳以上であること、②現に婚姻をしていないこと、③現に未成年の子がいないこと、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、⑤その身体について

他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること) すべてが、国際的な人権基準に違反し、早急な抜本改正が必要である。

医師の診断書及び性同一性障害者特例法第3条の5要件を必須とする現在の日本では、法的な性別認定(戸籍上の性別変更)を受けられないでいるトランスジェンダー当事者が、数多く存在し、多くの困難に直面している。

そこで以下を提言する。

- ✓ 原則としてすべての性別欄を廃止すること(但し、性別記載の具体的必要のある事務の場合には、男、女、その他 などに訂正する)。
- ✓ 学校その他市の関係機関に対し、生徒や労働者などが自ら宣言するジェンダー・アイデンティティ(自認する性)として受け入れるべきであり、医師の診断書は不要であると通知すること。
- ✓ 学校の制服はすべて自由選択性とする。
- ✓ 今後市が建物を新築、改築等する際には、トランスジェンダーフレンドリーなトイレとすること(オールジェンダートイレなど)

委員 松本祐果

この度、市川市でパートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入のために協議会に参加させていただき、大変ありがたく光栄に思っております。

私自身は必ずしも性的マイノリティ当事者とは言えない中であたたかく議論に参加させていただき、委員及び多様性社会推進課の皆様感謝しております。

さて、今後の多様性社会に向けた取り組みとして、具体的に何をしていくべきか、色々思うところはあるのですが、①当事者が切実に困っている、困りごとを解消していくことと、②存在が認知され、一人の人として、自然な存在として受け入れられることは、車の両輪のように同時並行で進めていくのが良いかと思慮いたします。家族との関係、友人との関係、職場での人間関係においても、「一人の人として認められているから、気軽に困りごとを相談できるし、解決に向けて協力し合える」と感じています。私はたまたま縁があって、男女共同参画に携わる機会を得ていますが、その「たまたまの縁」がなければ、おそ

らく性的マイノリティの人達の存在は、一目で存在を認知できる市内の在住外国人より縁遠い存在だったと思います。

私は現在、市川市の男女共同参画審議会の委員として2期目を務めさせていただいていますが、審議会の委員に、性的マイノリティの当事者も加わっていただく必要があるのではないかと思います。1期目の任期中は、DVについての課題と、私の主な関心事が「家庭と仕事の両立」の方が主であることで、性的マイノリティの話題にはさほど時間を割かれていなかったかと思います。2期目に、委員の顔ぶれが変わった中で、ようやく性的マイノリティの話題を学校の先生方が言及するようになったところです。審議会の委員に当事者がいないままでは、女性不在のまま、女性問題を話合う状態が続いてしまうと思います。

先日、当事者の方たちの講演を聴く機会がありました。その際、「当事者だけで集まる場であれば、高い安全性が確保されていないと参加が難しい。当事者だけでなく広く理解を得たいということであれば、非当事者も気軽に参加できる場が良いと思い、自治体と協力して映画祭を行いました。」という話を聴きました。確かに、映画上映であれば、非当事者も気軽に鑑賞できますし、私自身、『RENT』というミュージカル映画を観たときにはじめて、「同性愛者」の存在を認知し、等身大の人間として捉える視点を得た経験があります。映画祭のような、非当事者が気軽に理解を深められるような取り組みをしていくことも、自然に受け入れられる世の中にしていくには効果があると思います。

委員 村上

私は39歳の女性です。市川市に住んで10年目になります。市川市で働き、市川市に税金を納めています。よく図書館に行き、夏になれば江戸川の花火をみにいき、秋には葛飾八幡宮のいちようのライトアップをみにいくような、おそらく市川市に多くいるであろう市川市民の一人で、ただの一般市民です。そして、女性のパートナーと10年暮らしている、ただのLGBTQの当事者です。なにか特別なことをして欲しいとのぞんでいるわけではありません。性的マイノリティーのことを無理に理解して欲しいとも思いません。ただ、確実に

この市川市にも存在しているということを認識してほしいだけです。そして、パートナーとして公的に認められていたら助かる場面が多々あるだけです。

職場で日常生活のことを話す際は、パートナーの性別を偽り「彼氏」ということにして話しています。すると、「10年も付き合っていてなぜ結婚しないの?」という質問がきて、「結婚は望んでないんです」と毎回答えます。嘘を重ねて話をそらすことばかりです。本当は私は、10年も一緒にいる大切なパートナーと結婚という形がとれるならすぐに結婚したいです。愛する人と結婚したいということもそうですし、結婚したら制度のメリットもたくさんあるからです。しかし、残念ながらできません。私達はただの同居人で、なんの保証も説得力もない状態です。

そんな中、2019年に千葉県で初めて千葉市でパートナーシップ制度が始まりました。千葉市へ引っ越しをしようかとも思いましたが、まず市川市がパートナーシップ制度を導入してくれたら助かるなと思い、市川市のホームページへメールを送りました。市民の声はどこまで届くのが実験めいた気持ちもありました。2回目にメールをした時、協議する予定であることを返信で知り少し希望を持ちました。その後、パートナーシップ導入にむけての会議の場に参加させていただき、今に至ります。困りごとを解決しようとしてくれる市の姿勢に単純に感動しました。

多様性という言葉を目にする機会の多くなってきた世の中ですが、国では同性婚はまだまだ認められなさそうだと、残念ながら予想しています。存在しないものにされないよう、声をあげ続けていくしかないのが現状です。そうして声を上げ続けていく中で、せめて、自分の住まう市が味方でいてくれたら心強いと思っています。

最後になりますが、市川市にはパートナーシップ制度を導入していただきたいです。パートナーシップ制度の導入をきっかけに、市の企業や、病院、学校などで教育が行われ、多くの人が認知する機会になることが私の願いです。

この会議に参加させていただけたこと、心より感謝しています。ありがとうございます。